

第270回岩手県内水面漁場管理委員会議事録

- 1 開催通知年月日 令和4年1月28日(金)
- 2 開催年月日 令和4年3月9日(水) 午後1時30分から午後2時53分まで
- 3 開催場所 岩手県水産会館5階大会議室
- 4 出席者

委員(10名)

佐藤由也委員、峰岸有紀委員、菊池岩男委員、高橋愛委員、佐井守委員、
柏真喜子委員、村山定雄委員、島川良英委員、佐野賢治委員、伊藤絹子委員

岩手県

山口水産担当技監兼水産振興課総括課長、野澤振興担当課長、及川技師、村上技師

事務局

前川事務局長、日向事務局次長、田中主査

傍聴者

岩手県内水面漁業協同組合連合会 五日市周三

報道関係者

なし

5 委員会の議事

第1号議案 共同漁業権(第五種共同漁業)の遊漁規則の変更認可について(諮問)

第2号議案 コイヘルペスウイルス病のまん延防止のための取扱いに係る委員会指示
について

第3号議案 令和4年度第五種共同漁業権に係る増殖目標の委員会指示について

報告事項 (1)令和3年度下りウナギの保護に関する調査結果について
(2)外来魚生息状況等について

6 委員会の経過

前川事務局長

それでは、定刻になりましたので、会長から開会をしていただき、併せて御挨拶をお願いいたします。

佐藤会長

ただ今から、第270回岩手県内水面漁場管理委員会を開催いたします。開催に当たり、一言、御挨拶を申し上げます。

委員の皆様方には、大変お忙しいところ御出席をいただきまして、大変ありがとうございます。また、県の方々にもお忙しいところ御出席いただきまして、大変、御苦労様でございます。

さて、本日御審議いただく議案でございますが、「遊漁規則の変更認可」、それから「コイヘルペスウイルス病のまん延防止」及び「第五種共同漁業に係る増殖目標」の3件で

ございます。

また、報告事項では、「下りウナギの保護に関する調査結果」と「外来魚生息状況等」の2件が予定されてございますので、よろしく御審議のほど、お願いを申し上げまして、簡単でございますが、開会の挨拶といたします。

前川事務局長

ありがとうございました。それでは、これからの議事の進行につきましては、会長にお願いをいたします。

佐藤会長

それでは議事に入りますが、その前に出席委員を確認させていただきます。本日は、全ての委員に御出席いただいておりますので、会議は成立いたします。

次に、本日の議事録署名委員についてであります。岩手県内水面漁場管理委員会規程第8条第2項の規定に基づき、私から指名をさせていただきます。本日の議事録署名委員として、菊池岩男委員と伊藤絹子委員にお願いをいたします。

佐藤会長

それでは、議事に入ります。第1号議案「共同漁業権（第五種共同漁業）の遊漁規則の変更認可について（諮問）」を上程いたします。事務局から説明をお願いいたします。

前川事務局長

それでは第1号議案について御説明いたしますので、赤色の表紙の資料を御準備願います。

第1号議案「共同漁業権（第五種共同漁業）の遊漁規則の変更認可について（諮問）」の要旨、岩手県知事から、漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第4項の規定により、共同漁業権（第五種共同漁業）の遊漁規則の変更認可について、当委員会の意見を求められているものでございます。

最初に、本議案に関連します漁業法の規定につきまして御説明いたしますので、12ページを御覧願います。一番最後のページになります。漁業法の抜粋になりますが、第170条第1項に「内水面における第五種共同漁業の免許を受けた者は、当該漁場の区域においてその組合員以外の者のする水産動植物の採捕について制限をしようとするときは、遊漁規則を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。」と規定されております。また、同条第3項において、この遊漁規則を変更しようとするときも、都道府県知事の認可を受けなければならないが、この認可の申請があったときは、同条第4項で、都道府県知事は、内水面漁場管理委員会の意見を聴かなければならないことが規定されておりますことから、これが今回の知事からの諮問の根拠となっているものでございます。

それでは、知事からの諮問の内容について御説明いたします。1ページを御覧願います。令和4年2月22日付けで、知事から当委員会の会長あてに提出されました諮問書の写しでございます。標題は「共同漁業権（第五種共同漁業）の遊漁規則の変更認可について（諮問）」。本文は、「このことについて、漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第

3項の規定により、次のとおり遊漁規則の変更認可申請がありましたので、同条第4項の規定により貴委員会の意見を求めます。」となっております。また、その下に記として、申請者と漁業権の免許番号、それから変更の概要が記載されております。

なお、諮問の詳細につきましては、県から説明をお願いいたします。

山口水産担当技監兼水産振興課総括課長

それでは第五種共同漁業権の遊漁規則の変更認可について、御説明させていただきます。資料の2ページを御覧ください。令和4年2月12日付けで、種市南漁協から知事へ提出されました遊漁規則変更認可申請書の写しを添付しております。この申請に基づきまして、県が行おうとする遊漁規則の変更認可処分について、本日、貴委員会へお諮りするものでございます。今回、種市南漁協から変更認可申請があったのは、第五種共同漁業権、内共第1号、有家川に係る遊漁規則でございます。

資料3ページを御覧ください。種市南漁協から提出されました変更理由書の写しを添付しております。今回の変更理由は、玉川浜漁協、戸類家漁協及び種市南漁協の3漁協が合併しまして、令和4年4月1日に新たに洋野町漁協が発足する予定であることから、遊漁規則を所管します組合名を、これまでの種市南漁協から洋野町漁協に変更しようとするものです。

続きまして、資料の4ページを御覧ください。種市南漁協から新旧対照表の写しが添付されております。ページの左側に変更後の規則の内容、変更箇所には下線を示しております。主な変更箇所はですね、上から遊漁規則を所管する組合名の変更、沿革に変更認可日を追記します。附則といたしまして変更認可後の規則の効力が漁協の合併の日から発生することを追記するもの。様式第1号におきまして、遊漁承認証の組合名を変更するもの。

次、5ページに移りまして、遊漁承認証の裏面の年号の記載を変更するものでございます。平成から令和にしております。

6ページに移りまして、様式第2号の漁場監視員証の組合名を変更するものとなっております。

資料の7ページから9ページにかけては、種市南漁協から提出されました変更後の遊漁規則案の写しを添付しておりますので、後ほど御確認ください。

また、資料の10ページから11ページでございますが、県が策定しました第五種共同漁業権遊漁規則認可基準を添付しております。この認可基準に基づきまして、今回の変更認可申請書を審査したところ、県として適正であると判断しております。認可するに当たりまして、貴委員会の意見をお聞きするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

佐藤会長

ただ今、県及び事務局から第1号議案について説明がございましたが、これについて、委員の皆様方から御意見、御質問がありましたら、お願いをいたします。

佐藤会長

ございませんか。

佐藤会長

御意見、御質問等がなければ、第1号議案についてお諮りをいたします。

第1号議案「共同漁業権（第五種共同漁業）の遊漁規則の変更認可について」、異議がない旨、答申することに賛成の方の挙手を求めます。

（委員全員挙手）

佐藤会長

はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので、異議がない旨、答申することに決定をいたします。

第1号議案終了

佐藤会長

それでは、第2号議案「コイヘルペスウイルス病のまん延防止のための取扱いに係る委員会指示について」を上程いたします。事務局から説明をお願いいたします。

田中主査

それでは、第2号議案のコイヘルペスウイルス病のまん延防止のための取扱いに係る委員会指示につきまして青色の表紙の資料により御説明いたしますので、御準備をお願いいたします。

それでは、第2号議案「コイヘルペスウイルス病のまん延防止のための取扱いに係る委員会指示について」。要旨、コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づき、こいの放流制限、こいの遺棄の禁止及び知事が別に定める水域からのこいの持出し禁止に関する委員会指示を発動しようとするものでございます。

当委員会は、コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、平成16年から、こいの放流制限、遺棄の禁止、知事が別に定める水域からの持出しの禁止を内容とする委員会指示を毎年発動していましたが、平成30年からは指示期間を2年間として発動しております。全国的にコイヘルペスウイルス病の発生件数は減少傾向にあるものの、コイヘルペスウイルス病が発生した水域のコイは、長期間コイヘルペスウイルスを保有している可能性があり、多くの都道府県で委員会指示を継続して発動しておりますことから、本県においても、コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するためには委員会指示を継続して発動することが必要と考えております。

2ページを御覧願います。この2ページにお示ししておりますのは、委員会指示の新旧対照表でございます。左側に「旧」として令和元年度の委員会指示、右側に「新」として令和3年度の委員会指示案を記載しております。変更箇所をゴシックで表記し、その下に線を引いております。御覧のとおり、令和元年度の委員会指示と令和3年度の委

員会指示案で変更となる箇所は、「委員会指示番号」と漁業法が改正されたことによる条項ズレに係る部分、「指示発動」の年月日、それから2の「指示期間」の年次でして、1の「指示内容」については、変更はございません。

それでは委員会指示の案について、御説明いたします。1ページを御覧願います。委員会指示案でございます。読み上げます。岩手県内水面漁場管理委員会指示第 号。漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づき、こい(マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。)の取扱いについて、次のとおり指示する。日付につきましては、本日、御承認いただければ、3月22日を予定しております。会長名でお出しします。

1の「指示内容」につきましては、「コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、公共用水面及びこれと接続して一体を成す水面において、次に掲げる行為をしてはならない。」として、(1)に放流、(2)に遺棄、(3)に知事が別に定める水域からの持出しの事項を規定しております。また、それぞれの具体的な内容につきましては、(1)の放流につきましては「こいを放流すること。ただし、採捕したこいを同じ水域に放流する場合及びコイヘルペスウイルス病が確認されていない水域において次に掲げる要件のいずれにも該当するこいを放流する場合を除く。」とし、その要件として、「放流しようとする水域で自家生産されていること。」と「PCR検査(ポリメラーゼ連鎖反応法による検査)により陰性が確認されていること。」を規定しております。

次に、(2)の遺棄につきましては、「生死を問わず、こいを遺棄すること。」としております。

次に、(3)の知事が別に定める水域からの持出しにつきましては、「コイヘルペスウイルス病が発生し、又は発生している疑いがあると知事が認めた場合において、知事が別に定める水域から持ち出すこと。ただし、次に該当する場合を除く。」とし、例外的に持出しを認める要件として、コイヘルペスウイルス病のまん延防止のために疾病検査を実施する場合と、その他コイヘルペスウイルス病のまん延防止のための対策を実施する場合を規定しております。

2の指示期間につきましては、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間としております。

以上が委員会指示案でございます。

なお、この委員会指示は、県報掲載に当たりまして、県の法規担当と協議いたします関係から、内容の変更を伴わない字句等の修正につきましては、事務局に御一任くださるようお願いいたします。

事務局からの説明は以上でございますが、7ページ以降に、農林水産部水産振興課から提出されましたコイヘルペスウイルス病の発生状況とまん延防止対策についての資料を添付しております。この後、水産振興課野澤水産振興担当課長から資料の説明をしていただき、その後、ただ今御説明いたしました委員会指示案について御審議をお願い

いたします。

事務局からは、以上でございます。

野澤振興担当課長

それでは、資料7ページについて説明をいたします。始めに、本資料の要旨につきまして、上段の囲みの中を御覧ください。

本県におけるコイヘルペス病、以下「KHV」と呼びますが、発生状況については、平成16年に初めて発生が確認されて以来、20件の発生が確認されています。このため、県では平成16年以降、委員会指示に基づくこいの持出禁止等の措置を行うとともに、県民に対して注意喚起を継続的に行っております。

次に、本文について説明をさせていただきます。まず、1の本県におけるKHVの発生状況について説明をいたします。

次の8ページにある別紙1の1「本県におけるKHV病の発生状況」を御覧ください。本県における発生状況は、先ほど申し上げましたとおり、これまで20件の発生が確認されており、直近では令和元年に2件の発生が確認されて以降は発生されておられません。

7ページにお戻りください。次に、中ほどの2の県のまん延防止対策について御説明申し上げます。(1)の公共用水面におけるKHVの取扱いでございますが、県では委員会指示に基づき、公共用水面及びこれと接続して一体を成す水面において、こいの放流及び遺棄を禁止してございます。

すいません、9ページの別紙2を御覧ください。この委員会指示に基づきまして、こちらの図で示してございます3つの水域からこいの持出しを禁止してございます。

恐れ入ります、7ページ目に、またお戻りいただきますようお願いいたします。禁止している具体的な水域は、中ほどの2の(1)のイに示しているとおりになります。

次に、(2)の注意喚起及び監視体制については、KHVの発生が確認されていない河川等へのまん延防止のため、市町村と連携した形で県民に注意喚起を行うとともに監視体制を継続することとしております。

最後に、3のまん延防止における課題でございますが、KHVが発生した公共用水面では発生する可能性が高く、県内ではKHVが断続的に発生していることから、こいの持出し禁止や注意喚起等のまん延防止対策を行う必要があるため、今後も引き続き市町村とも連携を図りながら、まん延防止に向けた取組を行ってまいります。

説明は以上になります。よろしく御審議のほど、お願いいたします。以上でございます。

佐藤会長

ただ今、第2号議案について、事務局及び県から説明がございましたが、これにつきまして、委員の皆様方から御意見、御質問がございましたら、お願いをいたします。

佐藤会長

ございませんか。

佐藤会長

はい、御意見がないようでございますので、第2号議案についてお諮りをいたします。

第2号議案「コイヘルペスウイルス病のまん延防止のための取扱いに係る委員会指示について」、原案のとおり指示することとし、内容の変更を伴わない字句等の修正については、事務局に一任することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員挙手)

佐藤会長

はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので、原案のとおり指示することに決定をいたします。

第2号議案終了

佐藤会長

続きまして、第3号議案「令和4年度第五種共同漁業権に係る増殖目標の委員会指示について」を上程いたします。事務局の説明をお願いいたします。

前川事務局長

それでは、第3号議案について御説明いたしますので、黄色の表紙の資料を御準備願います。

第3号議案「令和4年度第五種共同漁業権に係る増殖目標の委員会指示について」。要旨、漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づき、令和4年度第五種共同漁業権に係る増殖目標に関する委員会指示を発動しようとするものでございます。

始めに、関係法令等について御説明いたしますので、資料の6ページを御覧願います。漁業法の抜粋でございますが、中ほど、第168条に「内水面における第五種共同漁業は、免許を受けた者が水産動植物の増殖をする場合でなければ、免許してはならない。」と規定されております。言い換えますと、この規定によって、第五種共同漁業の免許を受けている内水面漁協には増殖が義務付けられているということになります。

この増殖の定義でございますが、次の7ページを御覧願います。平成24年6月8日付けの水産庁長官通知、「漁場計画の樹立について」という技術的助言になりますが、中ほど、7の第五種共同漁業の(2)のところで、「増殖とは人工ふ化放流、稚魚又は親魚の放流、産卵床造成等の積極的人為手段により、採捕の目的をもって水産動植物の数及び個体の重量を増加せしめる行為」とあります。

次に、8ページの(5)のイには、「委員会が、毎年その年度の目標増殖量等を各漁業権者に示し、かつ、委員会名でこの目標増殖量等を県公報で一括公示してください。」とされております。

以上のことが、毎年、増殖目標の委員会指示を発動している根拠となるものでございます。

次に、9ページを御覧願います。増殖目標の委員会指示の検討に当たりまして、本委員会では、内規として増殖の意義や増殖等に対する基本的な考え方を定めております。太字で下線を引いている箇所を中心に掻い摘んで説明をいたします。

まず、3の増殖等に対する基本的考え方ですが、(1)で、増殖の推進に当たっては、漁場環境の変化や遊漁者数の動向等を考慮すること、(2)では、生息量が十分と認められる魚種の増殖目標の緩和、(3)では、河川の特徴を生かした資源造成等を図るため、特定魚種の放流を増やす場合は、他の魚種の放流を減らす場合があること、(4)では、同一魚種の増殖手段について、他の増殖手段で代替することができることとしております。

また、次の10ページの4では、種苗放流数等の算定についての考え方を示しておりますが、(1)では、直近の漁業権一斉切替えの際に漁協が県に提出した増殖計画値と漁協が作成する当該年の漁協計画値との比較から指示量を定めるとしていること、また、(2)では、指示量について特別な取扱いを行う魚種を示しておりますが、これらについては後ほど個別に説明をさせていただきます。このような考え方に基きまして、事務局において令和4年度の増殖目標の委員会指示案を取りまとめたところでございます。

それでは指示案について御説明いたしますので、A4横の参考資料1を御覧願います。令和4年度増殖目標の指示案検討資料になります。始めに、表紙の表の左側に記載のアルファベットAからIまで9つの分類とその指示採用値について御説明いたします。

まず「分類A」ですが、これは漁協が作成した令和4年度の漁協計画値が、漁協が平成25年漁業権一斉切替えの際に県に提出した増殖計画値以上である場合、漁協計画値を指示量とするもので、146件ございます。

次に「分類B」は、漁協計画値が増殖計画値を下回っているものの、正当な事由があるとして漁協計画値を指示量とするもので、23件でございます。この「分類B」では、漁協計画値の低下は、いずれも組合員や遊漁者の減少等による放流経費の負担能力の低下が要因とされておりますが、漁協計画値が増殖計画値の70パーセント以上あれば正当な事由があるとして判断し、漁協計画値を指示量とするもので、この70パーセントのラインは平成30年度から判断基準としているものでございます。

次に「分類C」は、漁協計画値が増殖計画値を大きく下回っており、その計画値の正当性を個別に検証して委員会が独自に指示量を定めるもので、17件ございます。この「分類C」でも、組合員や遊漁者の減少等による漁協の経費負担能力の著しい低下が要因とされております。漁協からは、増殖計画値を大きく下回った70パーセント未満の計画が提出されたところですが、事務局といたしましては、一部を除き指示量を増殖計画値から大幅に下げることが、本来の漁業権の趣旨から望ましくないと考えております。このため、該当する漁協に対して計画値の修正を再検討いただきつつ、委員会が独自の増殖目標を指示することについて、調整、検証いたしまして、現状の経費負担能力に見合った数値を指示量としているものでございます。

次に「分類D」は、当初計画していた増殖手段、例えば人工ふ化を実施せず、代わりにほかの増殖手段、例えば種苗放流で実施する代替計画でありまして、当初の計画の増殖手段には指示量を示さないもので、6件ございます。

「分類E」は、「分類D」と対の関係にあるもので、当初計画していた増殖手段の代わりに実施する漁協計画量を指示量とするもので、これも6件ございます。

「分類F」ですが、やまめの放流をもってさくらますの増殖とみなすという内規、先ほどの黄色い資料の10ページの4の(2)のイの規定を適用し、さくらますの種苗放流については指示量を示さないもので、32件ございます。

次の「分類G」は、近年のシラスウナギの不漁により放流種苗の入手が困難な状況が続いておりますことから、これも内規の4の(2)のウの規定を適用しまして、うなぎの種苗放流の指示量を示さないもので、22件ございます。なお、シラスウナギにつきましては、稚魚の池入れ動向の資料を先ほどの黄色い資料の11ページに添付してございますので、11ページを御覧願います。上の方の⑤のところですが、令和4年漁期は、1月末現在の全国の池入れ数量は4.5トンとなっております、去年同期比と比べますと50パーセント程度ということで、依然、全国的にシラスウナギの種苗不足の状況にありますので、うなぎの種苗放流については、引き続き指示せず、自主的な放流とするものでございます。

また参考資料1の表紙に戻っていただきまして、「分類H」ですが、これはコイヘルペスウイルス病のまん延防止の観点から、先ほどの内規の4の(2)のオの規定を適用して、指示量を示さないもので、10件ございます。

最後に「分類I」ですが、台風被害等による漁場環境の変化やその復旧工事等の影響を受けている河川区域において、種苗放流や産卵場造成の場所が限定されるような場合、それから、特定魚種の放流量を増やす代わりに、ほかの魚種の放流量を減らす場合、これらを考慮いたしまして漁協計画値を指示量とするもので、11件ございます。以上、合計で273件となります。

続きまして、河川ごとの委員会指示案について御説明しますので、表紙を捲っていたいで、次の1ページを御覧願います。表の見方ですが、左から河川名、免許番号、漁協名とありまして、区分には上から種苗放流、産卵場造成、人工ふ化の欄を設け、さらにその中で指示案、漁協計画値、増殖計画値の3つに区分しております。また、該当する魚種の欄に指示案を増殖計画値で割った率と、先ほど御説明しましたAからIまでの分類を記載しております。さらに表の右端の列には、特記事項として、主に「分類B、C及びI」のものについて、漁協からの報告等に基づいて事由を記載しております。

免許番号順に1ページから10ページにかけて、各河川の指示案を示しておりますが、これらの中から指示案が増殖計画値を下回る「分類B、C及びI」について、見ていただきたいと思っております。

まず「分類B」でございますが、資料の3ページの田代川及び大槌川のあゆの種苗放

流、黄色で色付けしているところがございます。次5ページの気仙川のあゆ、やまめ及びもくずがにの種苗放流とうぐいの産卵場造成、馬淵川のうち上馬淵川漁協のあゆ及びやまめの種苗放流、6ページにまいりまして、北上川上流部のあゆ、やまめ及びいわなの種苗放流、岩洞湖のやまめの種苗放流、松川のあゆ、やまめ、いわなの種苗放流、7ページの築川のあゆの種苗放流、それから稗貫川のあゆ、やまめの種苗放流、8ページに移りまして、猿ヶ石川のうち猿ヶ石川漁協のあゆの種苗放流、豊沢川のあゆ、やまめの種苗放流、それから最後10ページの衣川のうぐいの産卵場造成、砂鉄川のあゆの種苗放流の合計13漁協23件となっております。これらについては、いずれも漁協計画値は増殖計画値の7割以上となっておりますので、過去の基準に照らして事情やむを得ないものと判断して漁協計画値を指示案とするものがございます。

次に「分類C」でございますが、また資料を戻っていただきまして、3ページの大槌川のやまめの種苗放流、赤く色付けしているところになります。それから4ページの小鎚川と同じくやまめの種苗放流、ページ飛びまして、8ページの猿ヶ石川のうち猿ヶ石川漁協のやまめ、ふなの種苗放流、うぐい、かじかの産卵場造成及びわかさぎの人工ふ化、豊沢川のうぐいの産卵場造成、9ページですが、和賀川下流部のあゆ、やまめ、いわなの種苗放流、胆沢川のあゆの種苗放流、かじかの産卵場造成、そして最後10ページの衣川のあゆ、やまめ、いわなの種苗放流、磐井川のやまめの種苗放流の合計6漁協17件でございます。増殖計画値の7割をさらに下回る計画が提出されたもので、極端な場合では、特定の魚種について漁協計画値を「0」として提出されたものもございました。例えば今お示ししました10ページ、衣川のいわなにつきましては、増殖計画値30キロに対して漁協から出された計画の「0」というところで、こういった例でございます。事務局としては、指示量を増殖計画値から大幅に下げるとは、本来の漁業権の趣旨から望ましくないと考えておりまして、これらの計画につきましては、毎年度、漁協から提出いただいている収入支出実績を基に検証いたしまして、指示案を作成したところでございます。具体的には、組合員が負担する行使料や賦課金、遊漁者が負担する遊漁料等の収入が直近の漁業権切替えの時と比べてどの程度減少しているのか、その減少額と種苗放流数等を減じた漁協計画値に基づく増殖経費の減少額を比較した上で、両者のバランスが取れており事情やむを得ないと判断される場合は漁協計画値を指示案とし、一方で、収入の減少額より増殖経費の減少額が明らかに大きくバランスを欠いていると判断される場合には、そのバランスが取れるよう漁協計画値に上乘せして指示案としているものがございます。例えば先ほど例で申し上げました10ページの衣川漁協でございますが、衣川の漁業権を所有してる漁協さん、かなり収入が漁業権切替えの当時と比べ減少してございます。ここでみるように、あゆ、やまめについては、当初の増殖計画が、300キロ、30キロというところを、それぞれ、50キロ、20キロということで漁協計画値があがってきておりますが、現在の収入状況からみて事情やむを得ないだろうとすることで、この漁場計画値をそのまま指示案としております。一方で、そのとなりのいわなに

ついてですけれども、30キロの増殖計画値のところ、「0」として出してきた漁協計画に対しては、やはり、漁業権魚種として採用されていますものについて、何ら増殖努力をなさないということについては問題があるだろうということで、収支のバランスが大きく崩れない程度の10キロを委員会の指示案としているものでございます。

最後に「分類Ⅰ」でございます。また資料を戻っていただきまして、色付けしていただく申し訳ございませんが、1ページの安家川のうち下安家漁協のあゆの種苗放流、それから2ページ、小本川の上流の小本川漁協、下流の小本河川漁協ともにあゆの種苗放流、それから、下流の小本河川漁協のふなの種苗放流、3ページから4ページにかけて、大槌川と小鎗川のあゆ、うぐいの産卵場造成、それから6ページ、岩洞湖のいわな、ひめますの種苗放流、最後、10ページの砂鉄川をやまめの種苗放流の合計6漁協11件でございます。これらにつきましては、沿岸河川については、平成28年の台風第10号、令和元年の台風第19号等による災害からの復旧工事の影響等によって、種苗放流や産卵場造成の可能な場所が限定されていることが主な理由でございます。一方、内陸河川等については、特定の魚種、例えば岩洞湖ですが、遊漁者から人気の高いわかさぎ資源の造成に力を入れる代わりに、他の魚種の種苗放流数を減少させる計画でありまして、これらの事情を考慮し、漁協計画値を指示案とするものでございます。

個別の状況については、以上でございます。また、参考資料の2、こちらでございますが、各河川、各漁協の39件について、委員会指示量と実績の推移を整理したものでございますので、後ほど御確認いただきたいと存じます。

それでは、黄色い表紙の第3号議案の資料にお戻りいただきまして、4ページを御覧願います。ここには、県全体の令和4年度の指示案、それから今年度、3年度の指示とその実績を増殖手法別魚種別に整理し、それらの比率を表下に示してございます。表の一番下になりますが、3年度指示に対してその実績を見ますと、全体的には概ね80パーセント以上となっておりますが、わかさぎともくずがにの種苗放流がそれぞれ27パーセント、0パーセントと低くなっております。これは、種苗購入先の生産が不調だったということがその要因となっているものでございます。

それでは、令和4年度の委員会指示案について御説明いたしますので、前の3ページを御覧願います。委員会指示の新旧対照表でございます。左側が令和3年度の委員会指示、右側が令和4年度の指示案で、変更箇所を下線を引いてございます。御覧のとおり、定型部では、指示番号と年度、年月日のみの変更でございます。

次に、1ページを御覧願います。委員会指示案でございます。冒頭部分を読み上げます。岩手県内水面漁場管理委員会指示第 号。漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づき、令和4年度第五種共同漁業権に係る増殖目標を次のとおり指示する。日付につきましては、本日、御承認いただければ、3月22日を予定しております。会長名でお出しいたします。

その下の表ですが、有家川から次の2ページ最後の砂鉄川まで、河川、漁協ごとの39

件について、種苗放流数、産卵場造成箇所数、人工ふ化数の順に、魚種別に目標値を示してございます。この目標値につきましては、先ほど御説明しました参考資料1の1ページから10ページまでの表の数値を記載したものでございます。また、注の1から6についても、指示に含まれております。

この委員会指示が発動されました際には、各漁協あてその内容について通知をいたします。その際に、増殖計画値を下回る「分類Bと分類C」が含まれる漁協につきましては、今後の財務状況などを十分に勘案しながら、令和5年度の漁業権の切替えも見据えて増殖計画値の見直しについて検討するよう、文書に付記して通知することといたします。

最後に、この委員会指示は、県報登載に当たって、県の法規担当と協議いたします関係から、内容の変更を伴わない字句等の修正につきましては、事務局に御一任くださるようお願いをいたします。

長くなりましたが、よろしく御審議をお願いいたします。

佐藤会長

はい、ただ今、第3号議案について事務局から説明がございました。これにつきまして、委員の皆様方から御意見、御質問等がありましたら、お願いをいたします。

(伊藤委員、挙手)

佐藤会長

はい、伊藤委員、どうぞ。

伊藤委員

すみません、伊藤です。その指示案のところCが結構多いような気がするのですが、さっき御説明いただいて大体分かったのですが、理由が経費負担能力の低下ということが頻繁にでてきているのですけれども、そういったことを考えたときに、今後の見通しというか漁協さんの方で結構大変なのかなあというふうにかう推測するのですけれども、その辺りのこう対応策とか、県の方としてもいろいろ考えてはいると思うのですが、なんかこう改善されていく方向性とか、そういったものがどのようなことが考えられるのか、もし分かれば教えていただきたいと思います。

前川事務局長

はい、「分類C」に該当するところが多くなってきているということでございました。その分類分けのベースになるのが、漁業権切替えのときに提出された増殖計画値ということに、まずなります。そうしますと、平成25年、今の漁業権の免許が平成25年で、かなり年数が経ってきて、その当時と実態が少しかけ離れてきているということが現状の課題としてあるのだらうと思います。現在、毎年こういうふうな形で委員会指示を出しているところですが、その際に先ほども少し御説明しましたけれども、増殖計画値とかけ離れてきているような実態がある場合には、その増殖計画値の見直しをその免許途中であっても、計画自体の見直しについて県と協議していただきたいというふうな形で、委

員会の方からは漁協に通知をしているところでございます。

それから今の変化として、漁業法が改正されてございます。今までは、10年の免許期間、最初に作ったものが10年間引き継がれるというのが原則だったところですが、改正漁業法の中で、漁場計画を5年ごとに見直すというふうなことが規定されております。ですので、中間年次でまた一回見直しがかかるような制度変更になってきてございますし、漁業免許を受けた漁協さんは、毎年その漁場の利用状況を県に報告するというように法律上規定されております。そういった関係でより漁協さんの実態が県の方としても把握できるような法整備になってきておりますので、その辺をうまく実態把握しながら、県とも協力をしながら、委員会の方でも検討していければと思っております。

伊藤委員

ありがとうございました。

佐藤会長

はい。そのほか、ございませんか。

(佐井委員、挙手)

佐藤会長

はい、佐井さんどうぞ。

佐井委員

すみません、伊藤委員と同じようなところなのですが、この委員会指示の部分でCが多いということですね、原因はその様々な原因があると思うのですが、実際にですね、川の方を見ていると、組合員数が少なくなって売り上げが減っているという原因の一つに川の環境ががらっと変わってきてしまっている状況がございます。何年かかけて県内の内水面の河川の河床材料を調べさせていただいたのですが、この資料1のですね、特記事項に台風被害に伴う復旧改修工事の影響とあるのですが、これはあの単年度で考えると影響があるのですが、河川改修を行った後ですね、河床材料大きい石に関しては撤去するのですが、残った砂がですね、少なくとも3年以上そこに残ってしまっていて、だいたい1年間に1キロから2キロずつしか移動しないのですね。大きな台風があってもですね、10年ぐらいはその下流10キロぐらいに滞在しますので、例えばいわなとかは、上流に向かうから良いのですが、こい科の魚、うぐいとかですね、そういうふうなさけ科の餌になるような魚が育つ環境が岩手県全体的に少なくなっているものから、単年度ごとにその漁協の増殖目標を考えれば、委員会としては正解だと思うのですが、生物学的にとか、後はその物質循環の方で考えると、もう少しこの委員会自体が漁業法の漁場のその活性化に向けて作られた漁業法の中で作られた委員会でしょうから、何かそういうふうなもう少し広い目でいろいろ先見性的に対応できるようなシステムがあるといいなあと思うのですが。すみません、分かりづらくて。

佐藤会長

あの今、佐井委員さんから非常に貴重な御意見をいただいた訳ですが、今日、山口技

監もきているので、記憶にないと思うのだけれど、過去にこの委員会で、今、佐井委員が言われたような意見がありました。そこで私言ったのは、いわゆる土木行政が大きく関わってくる、立場上、関わってくることなので、水産だけで何とかしようとするのじゃなくて、土木行政と密接に、今、言われたような課題を作らないように協議する場を設けるようなことができないのかという話を、この過去のこの委員会でしたことがあるのですが、その話は当然進んでないのでしょうね。

山口水産担当技監兼水産振興課総括課長

すいません、そちらの協議は進んでいないと思います。

佐藤会長

はい、あの佐井さん、まだ俺一言しゃべりたいのだけれど、今、佐井さん言ったこと、全くそのとおりで、どこの河川も同じような経験しているし、こうしてくれればいいのにな、こうしてくれればいいのにな、という課題を持っています。ただこれ、水産だけでは何ともならなくて、あくまでも県の土木行政が管理する河川なものだから、土木さんの潤沢などとは言えないのだけれど土木さんの予算でしか手当てできないということになるので、それは今後においても、事務局あるいは県を通じて、土木さんと、この委員のメンバーでもいいから、柔らかく協議をする場を作って欲しいなと思いつつ、あの逆の意味でこの黄色い資料の9ページに、こういう佐井さんの方にぴったり合う条件だなという見方をしたのですが、一番最後の3番の増殖等に対する基本的な考え方の(3)番、これは佐井さんところでぴったり合うのじゃなかろうかなと、思ってこれをみたのです。だからこういうこっちの方に向けるような、西和賀漁協さんの方向転換というかな、そういう同じお金をかけるのであれば、魚種を変えてこういうふうにした方が良いのじゃないかなと、そして遊漁者を集める努力をした方が良いのじゃないかなとも感じていました。以上です。

佐藤会長

はい、そのほかございませんか。

(村山委員、挙手)

佐藤会長

はい、どうぞ。

村山委員

すいません、村山と申します。今の皆さんの意見に追随するような格好になるのですが、今、会長の方から、3の項目ってあったのですが、その1番に遊漁者数の動向等とあります。遊漁者で岩手県の岩釣協、岩手県釣り団体協議会、それからインストラクター連絡機構等々、顔を出してますけど、遊漁者は年々減る一方なのです。各組合員もそうだと思うのですが、遊漁者も高齢化になっています。それで、ここにあるとおり、どこにどれだけ放流したという数字が出るのですが、実際川に行くとほとんど釣れない。その原因は、当然、遊漁者の腕も高齢と共に落ちるのかもしれないです

けど、どこ行ってもカワウとかいろんな原因がある。これはさっき言った工事の関係、川の変化によって全然魚が居つかない、当然、釣れなければ遊漁者は行かない。で、ある他県の委員の方から出たのですが、釣り人は釣れる所へどこへでも走ると。県境を跨いで。ですから秋田の方に行けば釣れるのだと、当然、岩手県の遊漁券を買わないで秋田県の方の遊漁券を買うというような、やっぱり我々の仲間も非常に多くなっています。ですから、そういったあくまでも計画どおり放流はしたものの、現実的に魚が釣りの時期にいないというのが、このところ数年多く見受けられるのですが、その辺のカワウ対策なり、それから釣り人の我々も一生懸命子供達の釣り教室ということで、遊漁者を増やそう増やそうということでやっていますが、なかなか。ただこのところコロナで、その釣りに行った場合に密にならない、で、非常に釣り具が売れ始めたということも聞いています。これを機に、いろいろな釣り教室なり何なりということで我々も活動しようという計画はあるのですが、この県の方の計画的な放流、当然、放流していただかないと、釣りに行ったって釣れないと重々分かりますし、我々の方でもむやみやたらと数釣りするのじゃなくて、ある程度自制しよう。当然、キャッチアンドリリース区間をいっぱい設けていただきたいし、そうやって環境を整えれば、もっともっと岩手県に釣り人が集まるというような、感じがあるのですけれども。

今非常に活発に動いているのが、和歌山県の内水面漁協。フェイスブックなんかを私も時々ときどき覗くのですが、ものすごい活発に活動しています。あの一時、海外からの台湾からの観光客集めてアユ釣り教室やったりですね、そういったこともやりました。それから岩洞湖漁協も、一度、台湾からの観光客を花巻空港から岩洞湖に連れて行って、氷上釣りやらせる、その夜は花巻温泉連れていく、ということもやってまして、各漁協さん苦勞していると思うのですが、ただ放流の数だけ審議してもどうなのかなという疑問があったので、ちょっと言わせてもらいました、すみません、失礼しました。

佐藤会長

はい、ただいまの御意見については、漁協の立場で言わせていただくと、どうしてもこの資料で報告されたように、どこの漁協もお金がないという結論になるのですが、その件も含めて資源を増やそう増やしたいという気持ちはあるのだけれども、その先立つものは、どうしても私の向かいにいる野澤課長さんのところをお願いするほかはない。野澤課長さん、何か御意見ありませんか。

野澤振興担当課長

内水面の予算等につきましては、先ほどお話ありましたカワウ対策とかですね、そういったところのモニタリング調査、そういう等々の予算措置等をしてございますし、放流に関しましては、さくらますの増殖、後は魚病対策というところで、そういった側面支援的なところの予算措置はしてございまして、一方でやはりお話の中にありました漁協さんのやっぱり体力というか、組織的にもやはり高齢化等の問題で、なかなか漁協経

営が厳しいという状況も把握しておりますし、この辺りは内水面の漁協さんですね、一緒になって取り組んでいきたいと思っておりますし、国の方も予算措置等しておりますけれどもなかなかそれが実際にこうやるとなるとですね、事務作業とかですね、そういった現場の方での、なかなかマンパワーが少ないというところで、なかなかこう使いづらいというお話も聞いてございますので、その辺りはですね、またあの漁協さんと話し合いをしながら、一緒になって振興対策を進めていきたいと思っておりますので、引き続き御協力方よろしくお願い申し上げます。

佐藤会長

はい、ありがとうございます。振興課さんでもできる限りの支援はしているのだということだと思います。そのほかは、ございませんか。

(佐井委員、挙手)

佐井委員

一つだけ。

佐藤会長

はい、佐井さん、どうぞ。

佐井委員

あのですね、この増殖目標の中の魚の魚種のところなのですが。あゆ、やまめ、いわな、うなぎとあるのですが、その一番下の人工ふ化の部分があるのですが。これはあの、西和賀の方では、かじか組合というのを作ってしまして、生産しようと努力はしているのですが、このかじかに関して、岩手県のレッドデータブックでは希少種に指定されてですね、増殖したくても採捕してはいけないというふうに自然保護課から言われるのですよ。卵も獲っちゃいけないと言われるのですが、これ、そうすると人工ふ化できない状態なので、この辺の、県として議論して貰って、柔軟にさせていただけるというと思うのですが。

佐藤会長

局長から。どういう手続きすればということ。

前川事務局長

すみません、今の話は、卵とかも獲れない、魚自体が獲っちゃダメ。

佐井委員

魚はですね、遊漁対象魚として指定されているのですけれども、人工ふ化するときにはですね、春に産卵した卵をですね、持ってきてふ化させるというのが一番効率が良いのですよ。なぜかという、かじかを100匹獲ってきて生け簀に放しても産卵しないのですよ。なので、受精した卵を持ってきてふ化させるというのが一番効率いいので。じゃないとたぶん、かじかの人工ふ化は不可能だと思うのですが、その辺の扱いがどうなのかをお聞きしたいです。

前川事務局長

すみません、今ちょっとすぐに見つけれないでいるのですが、県の漁業調整規則の中で、そういった種卵の採捕ということについては特別採捕許可というものを取得した上であれば可能だというふうに、今、すみません、正確なところまで読み込めていないのですけれどそういうふうに思って理解しておりましたので、もう少しその辺、正確なところ、県の方の調整班と確認しながら後ほどお答えすることによろしいでしょうか。

佐藤会長

はい、そのほか、ございませんか。

佐藤会長

御意見がないようであれば、3号議案についてお諮りをいたします。

第3号議案「令和4年度第五種共同漁業権に係る増殖目標の委員会指示について」、原案のとおり指示することとし、内容の変更を伴わない字句等の修正については、事務局に一任することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員挙手)

佐藤会長

はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので、原案のとおり指示することに決定をいたします。

第3号議案終了

佐藤会長

本日の議案については以上でございますが、次に、報告事項(1)に移ります。それでは県の方から、令和3年度下りウナギの保護に関する調査結果について、御説明をお願いいたします

山口水産担当技監兼水産振興課総括課長

はい、それでは報告事項について緑色の資料、令和3年度下りウナギの保護に関する調査結果についてを御説明しますので、緑色の資料の御用意をお願いいたします。

始めに、3ページを御覧いただきます。令和3年10月8日付けの水産庁長官通達でございます、その写しでございます。本文の3段目を御覧ください。通知では、「加えて、産卵に向かう下りウナギの採捕の制限を推進することとし、海面でのウナギを採捕する漁業を含めて、ウナギを採捕する漁業者の全てが資源管理に関わる体制を作っていく必要がある。」としておりまして、国では下りウナギの保護を進める方針としております。

資料のですね、1ページ目に移っていただきたいと思います。令和3年度の下りウナギの保護に関する調査結果について、1の経緯から御説明いたします。先ほど御覧いただきましたとおり、水産庁長官から下りウナギの保護につきまして通知がされております。

令和2年9月16日に開催されました本委員会におきましてですね、下りウナギの漁獲状況等について、調査を実施したらどうかということで御意見がございました。これを

踏まえまして、県では、令和2年度から第五種共同漁業権の漁業権者を対象にいたしまして、内水面における下りウナギ採捕の実態及び保護の意向について調査を実施してまいりました。下りウナギの保護につきましては、内水面のみならず、海面における採捕実態の把握も必要であることから、今年度から新たに沿海地区漁協も対象に加えまして調査をいたしました。

2番、調査対象・回答数についてですが、調査対象は、第五種共同漁業権の漁業権者34組合、沿海地区漁協が24組合、重複を除きました計54組合に対して調査を実施しました。そのうち32組合から有効な回答を得たところでございます。

3番、調査結果について説明いたします。(1)組合の管内における下りウナギの採捕実態についてですけれど、実態ありが4件、なしが28件でした。

(2)採捕実態の内容についてですが、実態ありと回答いただいた組合からですね、概ね夏から秋にかけて河川、汽水域、湾内においてウナギの採捕実態があるという内容でございます。

(3)下りウナギの保護の意向についてですが、賛成が21組合、反対が1組合、わからないが10組合でした。

(4)意見等についてですが、一部抜粋して紹介いたします。賛成意見としては、資源保護のため賛成だ、海面漁協にも協力要請すべきだというような内容がございます。反対意見としては、組合員の権利を保護するため反対ということでした。

また(3)でわからないと回答した組合の意見として、漁業者の生活もあることから、安易な規制はどうかというような意見もございました。

県では、全国的にニホンウナギの資源が危機的な状況にありまして、国、全国内水面漁場管理委員会連合会及び全国内水面漁業協同組合連合会が下りウナギの保護に取り組む方向にある中で、本県においても下りウナギの保護を推進する必要があるというふうに考えております。今回の調査結果を踏まえますと、下りウナギにつきましては、採捕実態がないが保護には賛成、実体がないがよく分からないという意見もある一方で、保護に反対や疑問を呈する漁協も一部ありますので、今後ですね、説明会とか勉強会を開催するなど、下りウナギの保護に対する理解醸成を進めていきたいと思っております。

2ページ目には参考といたしまして、令和2年度の調査結果を記載しておりますので、後ほど御覧いただきたいと思えます。

以上で報告を終わります。

佐藤会長

ただ今、県の方から、令和3年度下りウナギの保護に関する調査結果について説明がございましたが、これについて委員の皆様から御質問等がございましたら、お願いいたします。

佐藤会長

ありませんか。

佐藤会長

それではないようでございますので、次に、報告事項(2)に移ります。それでは、外来魚生息状況等について、事務局から説明をお願いいたします。

田中主査

それでは、報告事項の外来魚生息状況等について、赤色の表紙の資料について御説明いたします。本県では、平成2年に初めてオオクチバスの生息が確認されています。当委員会では、外来魚の生息区域が拡大したことを受けて、その生息数の減少と繁殖の抑制を図るため、現在、オオクチバス、コクチバスその他のオオクチバス属の魚類及びブルーギルについて、公共用水面及びこれと接続して一体を成す水面において採捕した者が、これらをその区域に放すことについて、禁止する委員会指示を発動しています。また、当事務局では、毎年、内水面漁業協同組合及び県内の各市町村を対象に外来魚生息状況調査を行っておりまして、今般、その結果を御報告するものでございます。

1 ページを御覧願います。令和3年の調査結果の概要としては、オオクチバス、コクチバスその他のオオクチバス属の魚類及びブルーギルの生息が確認されている市町村の数は18で、前年と同数でした。生息箇所数は147で、前年から4箇所減少しました。また、このほか、西和賀淡水漁業協同組合から、ブラウントラウトについて令和元年度から継続して報告がなされています。

2 ページを御覧願います。ここには、市町村ごと毎の生息箇所を取りまとめました。太字でアンダーラインを引いた箇所が新たに報告があった箇所です。具体的には、ナンバー28の和賀川支流である夏油川となっております。

また、3 ページには、調査を開始した平成12年からの生息箇所数の推移を整理しているほか、4 ページには生息状況図を市町村ごとに示し、生息報告のあった数で塗り分けて示してございます。

生息箇所の拡散には今後とも注意が必要ですので、引き続き調査を継続し、動向の把握に努めます。

簡単ではございますが、以上でございます。

佐藤会長

ただ今、事務局から外来魚生息状況等について、説明がございましたが、これについて委員の皆様方から御質問等がございましたら、お願いをいたします。

佐藤会長

ございませんか。

佐藤会長

御質問等がなければ、次のその他に移ります。その他、委員の皆様方から、何かございませんか。

(佐井委員、挙手)

佐井委員

はい。

佐藤会長

はい、佐井さん、どうぞ。

佐井委員

この漁場管理委員会、年に何回か参加させていただいていて、委員の皆様方とお顔を合わせるのが回数が少なくてですね、漁業者としてもですね、皆様からの意見とか情報を知りたいなと思っております。この委員会がないと集まらないというのもですね、ちょっとさびしいなという気持ちがございまして、機会があればですね、不定期でもいいので情報交換会とかそういうふうなものができるそうですね、もっといろいろ準備したりですね、いろんな対策が練れるのじゃないかなというふうに考えております。御検討をお願いしたいです。

後もう一つ外来種の件だったのですが、ブラウントラウトの確認はですね、西和賀だけではなくて、松尾村、後は、四十四ダムの上流でも、去年は4匹釣れておりました。北上川でも釣れております。県の方には報告していないのですが、コクチバスについても一関市の方でも確認されておまして、放流している人もですね、宮城の方から放流しているという情報も来ております。そういう情報もたくさんある中で、公の場でこういうふうなものを審議をするのは大変だと思うのですが、そういう情報交換会があると、もう少しふわっと情報共有できるのかなと思います。後、去年も言わせて貰ったのですが、産業管理外来種のブラウントラウトの扱いなのですけれども、今、西和賀町は、秋田県と県境で外来種の通り道・入口になっておりますので、悪意のない放流者が良かれと思って持ってくるケースが非常に多くてですね、単体の漁協では対応できない状態になっております。なので岩手県としてですね、秋田県の知事の方にですね、持ち込まないように、岩手県は持ち込ませないように、というふうにですね、連携をとっていただきたいなと思います。それがお願いしたいなと思います。

(前川事務局長、挙手)

佐藤会長

はい。

前川事務局長

今、佐井委員からありました情報交換会のようなものですが、このコロナウイルスの関係で、今年度は研修会、委員研修会とか、現地研修会というものが全くできずにおりました。こういった委員会の直接その審議案件のある場ではなく、そういった研修会等もこれから状況をみながら検討してまいりたいと思っておりますし、今お話あり

ました情報交換会的なざっくばらんな意見交換ができるようなものについても、少し事務局としても検討してまいりたいと思いますので、他の委員の皆様方からもいろいろ意見があれば後ほどでも結構ですので、事務局の方にお教えいただければと思います。よろしく申し上げます

佐藤会長

はい、そのほかなければ、県の方から何かございませんか。

山口水産担当技監兼水産振興課総括課長

特にございません。

佐藤会長

事務局からは。

前川事務局長

はい、事務局からですけれども、先ほど佐井委員の方からお話ありました、かじか卵の採捕等の関係でございました。私の方から、県の調整規則の中で特別採捕でというようなお話をさせていただいたところだったのですが、今、中身を見てみますと、試験研究等の適用除外ということで、調整規則の中で特別採捕、種卵を含む特別採捕というのは可能になってなっております。たださらに踏み込んで、同じ調整規則の別の条の中で、「放産後の魚卵採取の禁止」という条項が、調整規則の第35条でございます。その中で、内水面においては、「放産後の魚卵を採取してはならない。」とあるのですが、但し書きがございまして、「ただし、漁業権の内容となっている魚種の卵を当該漁業権者が、その漁場内において移植するため、又は人工ふ化放流を行うために採取する場合は、この限りではない。」という規定がございますので、漁業権者としてかじかを漁業権魚種としている漁業権者として、人工ふ化放流する分には可能だという取扱いになってございますので御報告いたします。

それから後、もう一点、事務連絡でございます。次回の開催時期でございますが、急な案件がない限り新しい年度に入りまして5月ゴールデンウイーク後の開催を予定しております。具体的なことが決まりましたら、文書により御案内をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。事務局からは、以上でございます。

佐藤会長

はい、それではこれで本日の日程は、すべて終了いたしましたので、これにて委員会を閉会といたします。皆様、大変御苦勞様でした。

終了（午後2時53分）
